

財務省告示第二十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 平沼 赳夫

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第五十九回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け
四	発行金額	額面金額で七百七十五億円
五	払込金額	七百八十億四千二百五十万円
六	額面金額の種類	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
七	発行日	平成十四年十二月二十日
八	発行価格	額面金額百円につき百円七十銭
九	利率	年一・七パーセント
十	初期利子	平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一 第二期以後の利子
 毎半年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属す

十 十 十
五 四 三 二

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 取 国 日 額 平 る
成 扱 債 本 面 成 利
十 店 代 銀 金 三 子
四 並 理 行 の 額 十 十 支
年 び に 店 本 百 四 年 払
十 取 及 店 円 年 十 二 二
二 扱 び 支 につ 月 十 日
十 郵 取 店 支 百 二 十
日 局 取 店 店 円 十 日